

第30回森林レクリエーション地域「美しい森づくり活動コンクール」
(旧森林レクリエーション地域美化活動コンクール) 実施要領

1 趣旨

森林レクリエーション地域美しい森づくり活動コンクールは、森林レクリエーション活動が行われている地域において、景観の保全・向上のための森林整備、利用者の利便性、安全性の向上のための施設整備・補修、森林の有効活用によるレクリエーション活動、美化のための清掃・ゴミの収集、動植物の保護のための活動等の利用環境の向上のためのボランティア活動又は森林レクリエーションを通じた地域創生のための活動を行っている学校、地域グループ、職場グループなどの団体を表彰することにより、森林レクリエーションの振興を図り、森林レクリエーション活動が行われている地域の発展に寄与することを目的とする。

2 表彰の内容

表彰団体は、次に掲げる団体とする。

- | | |
|-------------------|------|
| ① 農林水産大臣賞（交付申請予定） | 1 団体 |
| ② 林野庁長官賞（交付申請予定） | 2 団体 |
| ③ 協会会長賞 | 若干団体 |
| ④ 奨励賞 | 若干団体 |

なお、表彰（奨励賞を除く。）には、副賞を添えるものとする。

3 推薦の方法

都道府県、森林管理局及び本協会の支部（以下「都道府県等」という。）は、森林レクリエーション活動が行われている地域において利用環境の向上のための活動等を積極的に行っている団体を推薦する。

この場合、都道府県等は次の内容を記載した別記様式による推薦書を添えて本協会に提出する。

なお、過去に本コンクール（森林レクリエーション地域美化活動コンクールを含む。）において農林水産大臣賞又は林野庁長官賞を受賞している団体は、受賞後10年間は推薦を受けることができない。

- (1) 団体の名称、所在地及び代表者名
- (2) 活動の場所及び活動の状況
- (3) 表彰を適当とする理由
- (4) 活動を掲載した新聞、広報誌等がある場合はその切り抜き、活動の記録、活動状況が分かる写真、任意団体は会則等があればその写しを添付

4 推薦の締切

都道府県等が推薦を行う期限は、平成30年2月末日とする。

5 表彰団体の選考

表彰団体が推薦した団体の中から表彰団体を選定するため審査委員会を設置し、審査委員会が平成30年4月末日までに選考する。

6 審査の基準

- ① 継続性：活動が永年、継続的に実施されている。
- ② 持続性：将来にわたり持続的な活動が可能のように、法人化や会則等が整備され実行体制が確立している。
- ③ 効果性：森林レクリエーションエリアの利用者への快適な空間の提供に効果がある活動である。
- ④ 地域貢献度：活動が地域の活性化や振興に貢献している。
- ⑤ モデル性：活動がモデルとなり、他の地域の活動に応用されるなどの波及効果が期待される。
- ⑥ 社会性：一般市民（地域住民）の参加、他団体との連携等多様な主体と関連している活動である。
- ⑦ 独自性：地域のオリジナリティを発揮し、他の地域にみられない独自性を持った活動である。

7 表彰団体の発表

表彰団体は、本協会のホームページ及び機関誌「森林レクリエーション」平成30年5月号に掲載する。